平成２０年（フ）第９２６号
盛岡市西青山２丁目29番62号
破産者　畑山　久美
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１１７９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地５号棟502
破産者　小澤　弘一
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
仙台市若林区南材木町61番地の13　コーポ南材Ｅ―101
破産者　亀岡　知章
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１７４号
山形県天童市大字成生671番地の１
破産者　公平　一彦
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２８９号
山形市青田２丁目９番６号　コーポ青田103号、開始決定時の住所山形市上桜田２丁目２番14号
破産者　庄司　正男
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４１１号
山形県寒河江市南町１丁目７番23号、開始決定時の住所山形県寒河江市南町２丁目３番11号
破産者　今野　和之
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４１３号
山形県寒河江市南町１丁目７番23号、開始決定時の住所山形県寒河江市南町２丁目３番11号
破産者　今野あき子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４９６号
山形県天童市大字奈良沢甲150番地の１、住民票上の住所山形県天童市大字奈良沢乙328番地の９
破産者　高橋　一郎
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２４９号
福島県田村市滝根町神俣字関場95番地関場第３団地11号、破産手続開始決定時の住所福島県田村郡小野町大字小野新町字東馬番15番地の151
破産者　佐竹　利弘
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第３６２号
福島県須賀川市大町427番地
破産者　西戸　稔雄
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第３７１号
福島県郡山市大槻町字六角64番地の３サングレイスＡ棟203号、申立時の住所福島県郡山市湖南町赤津字辰巳ケ沢2428番地
破産者　久下　　誠
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第４９７号
川崎市多摩区中野島４丁目21番20―401号
破産者　蕪木　広信
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
石川県白山市田中町179　コンブリオ502号室、住民票上の住所石川県白山市徳丸町439番地５
破産者　安田　佳弘
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５９２号
静岡県焼津市三ケ名834番地の５、旧住所静岡県焼津市本町３丁目４番７号
破産者　大石　廣道
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３７２７号
大阪府高槻市登町17番Ｂ１―302号、開始決定時の住所大阪府高槻市高垣町10番１号
破産者　大吉　岩雄
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３７２８号
大阪府高槻市登町17番Ｂ１―302号、開始決定時の住所大阪府高槻市高垣町10番１号
破産者　大吉　郁代
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５６５７号
大阪府茨木市平田２丁目37―３―３、開始決定時の住所大阪府守口市金田町６丁目19番18号
破産者　東口　保廣
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５７９２号
大阪府寝屋川市寝屋２丁目14番１号
破産者　田中　千代
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部